

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更）」【1】

2. 日時：令和3年6月23日 10時30分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、岩野調整係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力発電グループ副長◎ 他14名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料1 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について
「緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更」

・資料2 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について
「緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁のニシウチです。それでは先代原子力発電所の保安規定変更認可申請について緊待所指揮所の設置に伴う変更ということで、kJ電力のほうから説明をお願いします。
0:00:17	はい、九州電力の橋本です。本日はよろしくお願いいたします。
0:00:22	来本日御説明するのは、仙台の保安規定について、緊急時対策所を指揮所を設置することで変更認可申請をさせていただいてございます。
0:00:34	本日準備している資料ですけども、資料1として、パワーポイントの資料、資料2として、その補足説明資料を準備させていただいてございます。
0:00:46	あともう1点資料のご説明の前に一遍にて御相談というか、させていただきたい事項がございます、特段資料は準備してございませんけども、第83条、重大事故等対処施設の条文がございますけども、
0:01:01	このうち表83の20というところに通信連絡設備の条文がございます。この中で、衛星携帯電話の設置台数がLCOとして設定されてるんですけども、この台数について、
0:01:17	新規制当時の考え方は、実際に使用する台数として積み上げたものを、今現状、記載させていただいてございます。
0:01:29	再稼働以降の後続プラントにつきましては後任に書いてある設置台数をそのままLCOとして設定してございまして、仙台についても同様に後任の台数を
0:01:42	記載することで見直しをかけたいと思っております。
0:01:46	この補正申請については、準備が整い次第、本申請の中に入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。資料については、また別途準備いたしまして、御説明させていただきたいと思っております。以上です。
0:02:07	原子力規制庁のニシウチですけども、始めるにあたって今説明いただいた点については、現状の申請書の中にも入ってきていないものなので、ちょっと今日時点では少なくとも我々も確認しようがないというところになりますのでまずは
0:02:25	補足説明なしでの説明をいただいてその後も補正申請内取り込むのか、またそこら辺のスケジュールも含めて改めて再度説明をしていただくようお願いいたします。
0:02:36	ぜひ電力の足元で承知いたしました。
0:02:41	それでは引き続き、資料の御説明のほうに入らせていって、調査入らせていただきます。
0:02:47	パワーポイント資料のほうでご説明をさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:53	まずはポイントの資料の 1 ページをご覧ください。
0:02:59	今回の保安規定の申請の概要についてまとめてございます。
0:03:03	申請案件につきましては、先ほど冒頭で御説明した通り、緊急時対策所指揮所を設置するということで変更認可申請を行ってございます。
0:03:13	申請としては 6 月の 8 日に申請してございます。
0:03:17	その下申請の概要でございますけども、設置に伴う変更ということで、対象条文が 12 条の 2 の運転管理業務他を変更する予定にしております。具体的な中身については次のページ 2 ページをご覧ください。
0:03:37	こちらが第 83 条重大事故等対処施設の 83 の 19-1、代替電源設備からの給電の状況になります。
0:03:48	今回代替緊待所から
0:03:52	新しい緊急時対策所の指揮所になりまして、電源関係の条文の見直しをしてございます。
0:04:02	内容につきましては、緊急時対策所用の発電機車、
0:04:06	こちらについては、時許可にあります通り 1 台で地球社内の給電をできる容量を要するというので、1 台を LCO 設定することを考えてございます。
0:04:19	あわせて付随する発電機車の燃料貯蔵タンクと、
0:04:26	ポンプですね供給ポンプについても同様に LCO を設定するようにしてございます。
0:04:34	次のページをお願いいたします。
0:04:36	こちらが 83 の 19-2 ということで居住性の確保に係る条文です。
0:04:42	こちらにつきましても同様に
0:04:46	空気浄化系、また二酸化炭素酸素濃度計、緊急時対策所内エリアモニターの所要数が 5 になってございますので、こちらについて見直しをするものでございます。
0:05:02	えっと次のページをお願いいたします。
0:05:05	次のページ、4 ページです。
0:05:08	こちらが第 87 条の予防保全を目的とした点検保修実施する場合ということで、
0:05:14	新しく 83 の 19-1 をエントリーさせていただくことを計画してございます。
0:05:23	こちらについては、発電機車による電源系を構成する共通の系統、こちらを点検する場合に、
0:05:31	NCU に抵触するというので、
0:05:34	87 条を適用させていただき、いただきたいと思っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:38	点検時の処置といたしましては、ここに給電する大元の所内電気設備のA系統電圧を確認して、
0:05:46	点検に入っていることを考えてございます。
0:05:51	次のページをお願いいたします。
0:05:53	5 ページです。こちらが、
0:05:56	火災内部溢水火山現象、自然災害へガス対応火山活動のモニタリングに関する実施基準になります。
0:06:05	こちらにつきましては、公認の記載内容をパーティーへ上げすることといたしまして、緊待所の居住性を確保するために、換気空調系の停止手順を新しく追加いたします。
0:06:22	次のページをお願いいたします。
0:06:25	6 ページになります。こちらが重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準になります。
0:06:32	こちらにつきましては、変更前後にあります通り設置許可申請書の記載内容を本店に整理するというので、主に緊待所の
0:06:44	名称の変更ですとか、時浄化系の運転手順等の変更がございまして、こちらの反映をする予定でございまして。
0:06:55	最後に、7 ページをお願いいたします。
0:06:58	これは保安規定の不足になります。
0:07:00	この規定は、施行から
0:07:04	施行期日は認可から 10 日以内を記載することを考えてございます。
0:07:09	また、
0:07:11	本工事については、使用前検査がございまして、使用前検査の合格以降に、この条文を撤去することを考えてございます。
0:07:23	パワーポイントの御説明については以上です。
0:07:26	資料 2 につきましては、時間もありませんので具体的な内容については割愛いたします。
0:07:33	御説明は以上です。
0:07:38	はい。原子力規制庁ニシウチです。
0:07:41	では、まず私のほうから何点か全体通してちょっとあの確認を進めていければと思います。
0:07:48	まず、
0:07:51	2 ページ、パワーポイントで言うと 2 ページ目ですかね、電源系統の電源の部分ですけども。
0:07:58	何点かあってですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:01	ちょっとまず、系統数を変更していると思うんですけども、従前は代替緊急の発電機が2台、
0:08:09	で、
0:08:10	今変更後においては緊急所の発電機の電源系1系統マイル島の対象としていると思うんですけど、ここで何かその考え方の変更があったのかどうか。
0:08:21	普通の考え方をお伺いしたいんですけど先ほどの話だと容量の観点で、
0:08:26	そうし設定しているということです。
0:08:32	はい、九州電力の橋本でございます。補足説明資料のですね、ちょっとページがなくて恐縮なんですけど、
0:08:43	後ろのほうの
0:08:48	設置許可の抜粋をつけているページがございまして、下の設置許可のページでいきますと8のページを2-10-66ページが後ろから。
0:09:01	10枚ほどめくっていただくとあると思うんですけど、
0:09:11	はいどうぞ。よろしいでしょうか。はい、ちょっとこれ、設置許可の前パッチの抜粋になってございまして、
0:09:18	代替電源設備である緊急時対策所の発電機については、そういうことで、1台で給電するために必要な容量を有するもの1台使用すると。
0:09:29	実際の保有数につきましては、1台と故障及び点検時のバックアップとして2台の合計3台となってございまして、実際に使用する台数が1台ということで今LCO設定させていただいてございます。これに付随する燃料タンクですとか、
0:09:47	9ポンプについても同様に1台。
0:09:50	ということで、時代を設定している状況ですので、こちらについて／基本方針に則ってバックアップについては、LCOを設定しないということで、ルールを定めてございますので、そのルールにのっとり、1台を設定してございます。
0:10:08	変更前の第1印象でございますけども、
0:10:13	代金書の発電機につきましては、2台を設定してございまして、それは一応9をタンクローリから持ってきて給油するんですけど、共有している最中は、じゃい給電できなくなるので、一応2台を当時、
0:10:31	設置許可上も設定してございましたので、その設置許可にのっとり、2台というのを安定のほうにも入っていたという状況でございます。
0:10:41	説明は以上です。
0:10:46	。
0:10:47	規制庁ニシウチですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:51	先ほどの説明の中で、本規定の基本方針にものっとなんていう発言があったと思うんですけど、ちょっとそこをもう少し詳しく御説明をいただきたいなと、具体的には
0:11:04	基本方針の中提示数がちょっと最新かどうかわかりますけど、4.3-5 ページとかですね、様々な金対象に関してのLCOの設定について具体的な具体例が説明されていて、記載されていて、
0:11:18	その考え方によると、別途そのLCOのバックアップの考え方があるの象徴しているんですけど、緊待所に関しては、そもそもの許可基準とあと技術基準要求で緊待所の代替交流電源については多重性または多様性を有するっていうことが要求していると。
0:11:34	それを踏まえて、電源系統 2 系統をLCOを設定しているという考え方と理解をしていたんですけど、その考え方、
0:11:43	ではないということですか、要は
0:11:45	単純にそのバックアップに係るLCOとよりかは緊待所のその電源については許可基準規則と技術基準要求を踏まえて、2 台設定をしているものと理解をしていたのでそこは変わらないと思っていたんですけど。
0:12:03	電力の橋本です。当時の代替緊待所の設置をした場合、時の台数の考え方今おっしゃっていただいた通りなんですけども、今回の設置許可の変更にあって、
0:12:21	当時 2 台が 1 台でいけるというふうに変更になってございまして、バックアップがプラス 2 台と。
0:12:30	ということで考え方が変更になってございましたので、今回、
0:12:36	定常は許可にのっとなんて形に変更してございますので、先ほどご紹介ありました基本方針ですけれども、ここの見直しについては、見直しの要否も含めてですね、ご相談が必要かなというふうには思っております。
0:12:52	以上です。
0:12:54	はい。
0:12:55	規制庁ニシウチです。
0:12:58	まずちょっと許可の添付 8 の記載がちょっと不明瞭かなあとはいちちょっと個人的には思うんですけど、今締めめの補足説明資料の下のページで言うと 66 ページですか。8-(27)66 ページのところ、
0:13:14	真ん中ほどに同容量の予備機を一基の合計 2 基設置することにより多重性を持つ設計とすると書いてるじゃないですか。
0:13:23	結局その基準適合っていう許可基準と技術基準のほうの多重性要求に対しての適合性っていうのは予備機も含めて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:33	適合している。この用語は借入のであれば予備機も含めて適合しているものと理解をしてるんですけど。
0:13:43	そうすると、
0:13:47	少しだけお待ちいただいていいですか。
0:13:52	はい。
0:15:14	はい。
0:15:15	すいません規制庁ニシウチですけども、
0:15:21	まず、
0:15:23	ちょっとまず前提の確認からですけども、
0:15:27	電源車、緊待所のその代替交流電源の要求については多重性または多様性っていう形の要求になっていますけど、そこに関しては、この予備機も含めた多重性での適合性を説明しているという理解でまず前提はいいですかね。
0:15:43	今多様性側ではなくて、そうですねその認識で本当に非常用電源からの多様性って意味じゃなくて、緊対者のその電源車が2台やるっていう多重性で取ってるって理解でいいですよ。
0:15:56	YKTの始まってその認識で問題ありません範囲であれば、当初の基本設計法、当社の保安規定の基本方針の許可基準規則ないし技術基準規則のこの多重性要求を踏まえて2台設定しているっていう考え方は何も変わらないと 思っていて、
0:16:13	ちょっと先ほどの説明の中でもあったように何か見直しを考えているという発言もあったと思うんですけど、ちょっとそもそもその保安規定の当社のその考え方からどう変えたいと思っているのか、なぜそう変えられると思っているのか というところをちょっと体系だっただけでまだ補足でしっかり説明をいただきたいんですけど。
0:16:33	わかりました。空き地利用のハシモトですわかりました。ちょっと別途、説明したいと思います。
0:16:41	ことも規制庁ニシウチですけども、少なくとも現状の情報だけだと
0:16:46	考え方を考えていい理由ってところがちょっと確認できかねたところですので、そこはしっかり説明をお願いしますというのがちょっと電源系統については まず1点です。
0:16:56	出続けてちょっと2点目電源系統についてですけども、
0:17:02	この※へと変更後の米印の2番で、
0:17:07	これはなくなるんですが、発電代替発電機、代替緊待所用発電機から発電機車 に変えることによる変更。
0:17:17	工程なんですかね、ちょっとこの意図があまりよくわからなくてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:28	※2 がですねこれ錆び乱数九州電力の橋本です。米については、サーベランスを想定して燃料を使いますので、燃料を使ったとはその 20 時間は、
0:17:44	運転上の制限の適用補充をかけるまでの間ですけども、適用しないということで、他のDBの条文ですとかまあ、SAの条文にも、
0:17:53	あるんですが、これを定型的にポンツ定常規定させていただいてございます。
0:18:00	。
0:18:02	規制庁に周知ですけど。
0:18:06	要は、
0:18:08	ちょっと自分が理解した。
0:18:11	話でいうと、従前の変更前の代替緊待所の発電機についても同様なんだけど、ちょっと明確化し切れていなかった部分を今回みあの他のDB設備の規定も踏まえて明確化をした。
0:18:24	そういうイメージですか。
0:18:27	九州電力の橋本です。変更前につきましては、これ燃料貯蔵タンクが別条文で管理してございまして、
0:18:36	こちらのDB側の上部には同様の記載がございます。
0:18:42	待機所の今の現状の発電所につきましてはタンクローリを使って補給をかけるので、それは今の記載にある通りで別の運転上の制限を定めるというふうに※書きで書いてございますけども、
0:18:57	そちら側には書いてあるということです。
0:19:02	規制庁ニシウチです了解しましてはちょっと今の保安規定も少し確認させていただいてまた何かあれば確認をさせていただきます。
0:19:11	あとは、
0:19:12	ちょっと
0:19:16	以浅ちょっとパワーポイントのページ番号がちょっとずれているので後で定期的かいただければと思いますけど。
0:19:22	今右肩の 7 分の 2 ページを見ていて、連通 7 分の 4、
0:19:27	4 ページというか 7 分の 4 分。
0:19:32	4 ページですかね 7 分の 4 とのちょっと兼ね合いで聞きたいんですけど。
0:19:40	7 分の 4 でいっている。
0:19:44	共通系統っていうのは、これらの補足説明資料でいうと一番最後のページにある部分の話をしているという理解でいいですかね。
0:19:54	九州電力のハシモトでその認識で間違いありませんと明確に書く規制庁についてです。ちょっと明確に確認をしておきたいのは、
0:20:02	この本 3 分の 2 の代替電源系統設備から給電っていうところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:11	もともとはその発電機 2 台が動作可能っていうの運転上の制限にしている、この動作可能っていうのは、このあれなんですかね、その電源電動いわゆる電路も含めて、動作可能っていうこととしていたっていう理解なんですかね。
0:20:27	九州電力のハシモトでその認識で問題ありません。
0:20:31	ちょっとよくわからないのかですね、今の代替緊待所の発電機のLCOに関しては、この予防保全は定めてないわけですよ。
0:20:43	九州電力のハシモトでその認識で問題ございません。今LCO鮎周辺 87 条を適用してない理由につきましては母線ですね、容量が今の代金者のコントロールセンター母線になってまして、
0:21:00	特段
0:21:02	長期の停止を伴うような県警が必要ない。
0:21:06	ものになってございます。今回のメタクラに変更になりますので、こちらについて止めてやはり点検する必要があるとございまして、
0:21:16	その止めるにあたって、やはりLCO逸脱しますので、その際は 87 条を適用させていただきます。点検をしたいというふうに考えてございます。
0:21:27	規制庁ニシウチです。よくわかりました。そこら辺が聞きたくてですね。何で変わってくるのか、結局連動っていう意味では 1 系統しかない。要は電源も等は 2 系統だけど、電路に関しては結局 1 系統しかないっていう状況は今も変わらないのに、なぜ今回出てきたのかっていうところがよく見えなかったんですか。
0:21:47	それは設備系統設備構成を変えたことによって、点検の必要性が変わったので定める必要があるってそういう流れですね。
0:21:56	九州電力のハシモトでその認識で問題ございません。あと規制庁のよくわかりましたちょっとそこら辺を明確に書いていただいているですか、補足説明資料のほうで結構ですので、研修電力のハシモトで承知いたしました。規制庁ニシウチです補足説明資料とあとはこの概要パートの方にもそういった内容をちょっと増えていただかないと、なんで。
0:22:18	追加になるのかっていうところがちょっと見えてこないもので、ちょっとそこら辺は概要パートの方でもわかるように説明をいただければと思いますが、
0:22:26	九州電力の橋本です。従来の考え方も含めてわかるように記載を見直したいと思います。見直したいと思ってます。
0:22:34	はい。ありがとうございます規制庁ニシウチですよろしく申し上げます。
0:22:41	あとは、
0:22:45	あとは 7 分の 5 ページですかね、右肩の 5 ページになるとは思いますけど、7 分の 5 の部分、
0:22:53	火山影響発生時の話なんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:59	従前の充電というか、今の代替緊対においては、火山影響が発生した際には居住性の確保として、仮設入口扉を開放してかま仮設扉を設置するっていう形で居住性の確保するよう空気の循環をさせるっていうことだと理解してるんですけど。
0:23:19	一方で
0:23:20	変更後においては、これ入口扉も開放しない形で考えているという理解でいいんですね、要は
0:23:26	完全に閉空間にしてで換気空調で求めて空気の流れが循環しないような形になるのかなと思うんですけど。
0:23:35	まずその理解が後で再その理解で結構です。
0:23:40	規制庁ニシウチです。
0:23:44	ちょっと確認をしたいのは、純粹にそれで居住性が保てるのかということだけにして模様は従前は少なくとも入口扉を開放していることで、の空気の流れは発生しているものだと思うんですけどやっぱ換気て関係外の空気の入れ替えみたいなのが発生しているんだと思うんですけど。
0:24:04	一方で今回今容量が大きいから達成できるっていうことなのかもしれないんですけど、何か少なくとも
0:24:11	入口扉を開放しないで換気空調系を止めることで、チャンバ居住性要はの二酸化炭素の酸素濃度が十分達成できるっていうところの説明が何もないと、単純にその個々の手順の変更だけで
0:24:24	妥当性確認できることでそういうものではないのかなと思いますので、ちょっとこのところの説明をもう少し充実をお願いしたいんですけど。
0:24:33	九州電力の橋本です。承知いたしました。後任の方ですね、その説明をしてございまして、公認で使った資料、別途補足のほうにつけさせていただきたいと思います。
0:24:46	規制庁ニシウチです。ちょっと私も公認の申請書等目を通していたんですけど、これあれですかねその補足説明資料とかで換気空調系を停止社債の評価っていうの工認で説明をしていたということですか。
0:25:03	九州電力の橋本です。その通りでございまして。補足説明のほうで資料を作って御説明してございまして、規制庁に周知です状況を承知をしました。少なくとも公認の段階では申請書等で確認をしていないものだと思いますので、
0:25:20	まず或いは工認でそこに対して処分をしたという、許可の補足で参考としてお聞きをしたということだと思っておりますので、まずは保安規程断面でもしっかり説明をいただきたいなと思います。よろしく申し上げます。
0:25:35	はい、承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:36	その上で今日の段階で聞いておきたいのはですね、
0:25:43	結局、
0:25:44	入口扉を開放しない理由っていうのは、
0:25:49	今自分の想像でしゃべってますけど、ある程度その容積が大きい緊待所になりました。だから
0:25:57	発電緊待所の中に入れば 100 人ですかね。に対して、
0:26:02	特に空気の循環換気塔しなくても十分達成できる。
0:26:08	から市内出入口扉を開放っていう仮設トイレの取り付けとかにも含めて要因のマンパワーが必要になるので、そういったところでは、それをなくしたほうがより確実だということですかね、どういう考え方とどういう思想で買えたのかっていうところだけちょっとお聞きしたいんですけど。
0:26:29	はい、九州電力の橋本です。今おっしゃっていただいた通りなんですけども、一応評価をしまして、
0:26:38	少々お待ちください。当時の資料今見ております。
0:27:02	九州電力の橋本でございます。一応社団落ちた場合の酸素濃度、二酸化炭素濃度として評価をしております、
0:27:11	36 時間を取り入れを遮断した場合でも、濃度に問題がないことを確認しております。その資料別途また御説明させていただきたいと思っております。
0:27:27	はい。
0:27:30	はい。
0:27:32	規制庁に周知です承知しました、まずはじゃ資料提出いただいて、その上で事実確認をさせていただければと思います。よろしく申し上げます。
0:27:43	あとは、
0:27:48	ネットが資料 1 の概要パワーポイントの一番最後のページですかね不足のところなんですけど。
0:27:55	これは何かサブ的な内容というか単純に
0:27:59	日本語的な話かもしれないんですけど、この付則で言いたいことって、これ合格日
0:28:08	2 適用するってことですかやっぱりなんというんですかね。
0:28:14	施行日が何か明確じゃないなあと思っていて、これ使用前検査合格日のいつ施行するのかっていうのは何で決めるんですって。
0:28:25	九州電力の橋本でございます合格賞を受領した時点で社内的な手続きをして適用開始することになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:34	認可をいただいた後にですね一応 10 日以内に施行するというふうにしてございますがこれらの保安規定そのものを一旦は施工するんですが、不足をつけて緊待所の新しい条文については、
0:28:50	報告書が出てから
0:28:52	撤去し、それまでは従前の例をつけて今の代金書の条文を後ろにつけるとい う形になります。
0:29:02	。
0:29:03	規制庁に周知です施行と適用が二つあるってということですねまず。その上で、
0:29:09	適用については、何かで明確になるんでしたっけ。
0:29:15	或いはこの補どの状態のものが今適用されているのか、施行日は何かこのセ キこの規定はっていう 1 ポツのこの規定はっていうところで施行日は何か記載 がされるのかなと思うんですけど。
0:29:28	適用日っていうのはどこかで明確され化されるんでしたっけ。
0:29:33	九州電力の橋本でございます。チェッキ曜日についてはですね、特段、
0:29:40	現時点でわかってませんので、明確にはならないんですが、社内的にはその 合格書いただいた日にですね、社内の手続きをして、
0:29:52	それを所内、発電所内本店も含めてですけど、周知するという形をとってござ います。
0:30:01	。
0:30:02	規制庁ニシウチです。何か問題意識は単純に要は関係者関係者という過去 の保安規定、本規定等で全員だと思えますけど発電所内の発電所内の全員 が今何人どの状態で適用されているのか何か明確になるかと。
0:30:19	それは今ハシモトさんがおっしゃったようなを周知っていうものに加えて、文章 上、今この段階がめ適用されているっていうことが何か明確にoilなってるかっ ていう確認だけしたかったんですけど、それは先ほど説明いただいた周知に 加えてそういった文章上も明確になっているという理解でいいんですかね。
0:30:38	九州電力の橋本です。その御理解で結構です。規制庁ニシウチです承知しま したありがとうございます。
0:30:47	あとはちょっと全体的なところなんですけど、ちょっとこの概要パート 21 ページ 配っといっていたきたいのが
0:30:55	この対応パートでその申請ヶ所すべては説明しているものではなくて代表的な ところをピックアップしてというところだと思うんですけど、このほかにも、いわ ゆる単純な名称変更だけの反映もありますよっていう、そういった趣旨の説明 はどこかに加えておいていただきたいなど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:10	要は手順等の変更に加えてあと単純で名称変更とか、半年羽根改正みたいなイメージだと思いますけど、そういったところもあるよというのはしっかり説明を佳代子箱のほうに入れておいていただければなと思います。
0:31:25	九州電力のハシモトで承知しました。
0:31:29	はい。規制庁に周知です。
0:31:32	まず私から現時点で確認したい点は以上ですかね。
0:31:40	はい。私からは、一応提出原子力規制庁側からほかに何か確認したい点等ありますでしょうか。
0:31:50	よろしいですか。
0:31:52	よろしいですか。
0:31:53	はい。
0:31:55	それでは、
0:31:58	一応規制庁側から今日のヒアリングで確認したい点は以上になりますので、まず今日のヒアリングで説明をした点について確認査定について次回以降のヒアリングでまず資料提出いただいて説明、事実確認を進めていただきまして進めていきたいと思います。
0:32:13	九州電力から
0:32:16	今日確認こちらから確認した点について何か質問というか追加で何か確認しておきたい点等を何かありますでしょうか。
0:32:31	九州電力の橋本です。一点あの冒頭で御説明いたしました通信連絡の部分の変更なんですけれども、こちらは1回治療お出した後に補正という形が、
0:32:45	よろしいでしょうか。
0:32:49	。
0:32:50	規制庁ニシウチです。
0:32:53	ある程度そちらに選択性はあるかなと思っていて、
0:33:01	最初に補足でいただいてもいいですし先に補正してそれから説明をするでもどちらでも構わないんですけど、来こちらとしては、結局申請書に対して、審査をしていくので、最初で補足を説明して何か最終段になって申請書を出されてあれば、何か共通認識。
0:33:20	取った内容じゃないなということがあったらそこからもちろんまた補正になりますよっていうことだけはちょっとお伝えをさせていただければという様は通常通せば最初にまず申請に書にサブの補正で取り込んでいただいてそこから説明というのが数字だとは思いますが、それは説明の仕方はある程度九州電力の方に選択性はあるかなと思いますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:39	補正レベルでしっかり説明をして、こちらと9 共通認識が持てるということを考えているのであれば、そういった説明の仕方もありかなとは個人的には考えています。
0:33:52	商品力のハシモトで承知いたしました。こちらで検討させていただきます。
0:33:57	はい、江藤ほかに何か規制庁ニシウチですけども他に何かありますでしょうか。
0:34:07	九州電力の橋本です。こちらからは以上です。特段ございません。
0:34:11	はい。規制庁ニシウチです。それでは所共用のヒアリング緊待所の設置に伴う保安規定の変更がヒアリング初回ヒアリングについてはこれで終了としたいと思います。ありがとうございました。
0:34:25	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。